

道路掘削工事等の舗装復旧の取り扱いについて

町道、法定外公共物における道路掘削工事等による舗装復旧は次のとおり取り扱うこととする。

1. 適用対象

- ①道路工事施工承認による、側溝布設、歩道切り下げ（出入り口）工事等。
- ②道路占用許可申請による、水道管、下水管、ガス管、電気事業等の道路掘削工事に適用する。

2. 復旧負担

道路管理者以外の道路工事復旧は、自主負担を原則とする。

3. 責任期間

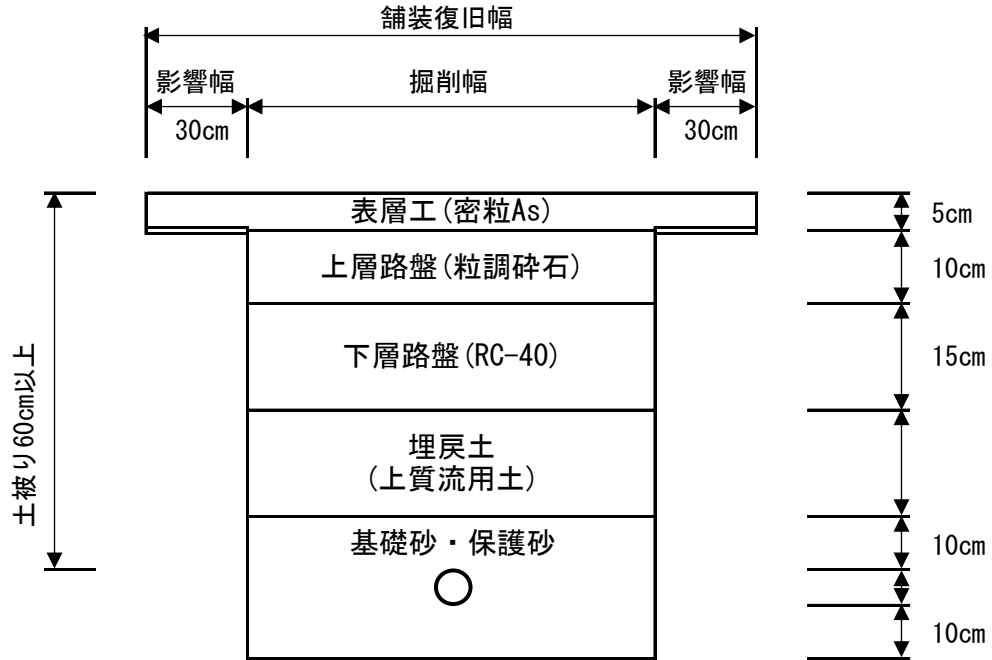
工事完了から2年間は、工事の施工にかかわる復旧の責任業務を負わなければならない。

4. その他の注意事項

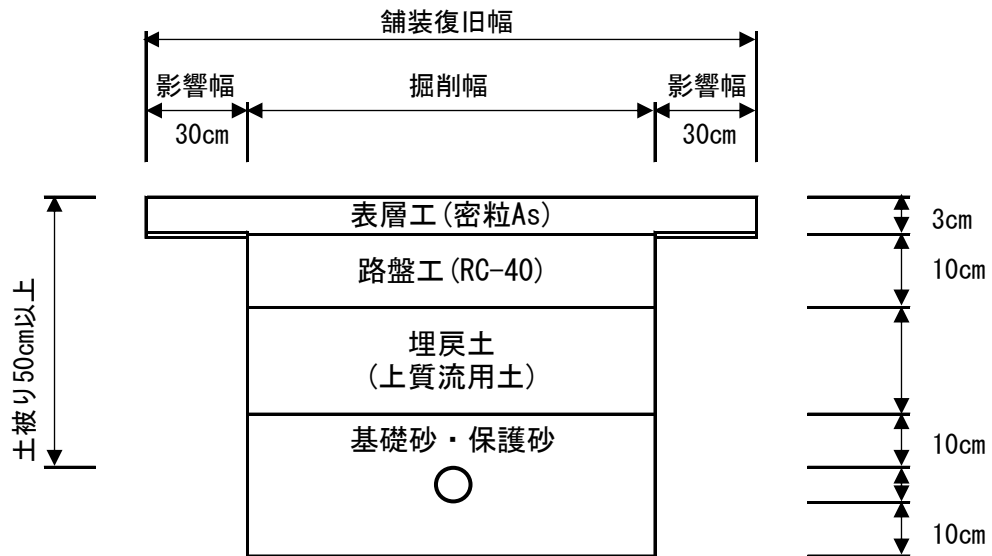
- 現場管理、安全管理を確実に実施し、事前に付近住民への周知を行い、施工中にかかる近隣への騒音・振動等の影響を最小限にするように必要な措置を講じること。
- 施工においては、埋め戻しや路盤の転圧は充分に行うこと。埋戻し時の一層あたりの仕上り厚は、路体30cm以下、路床および下層路盤20cm以下、上層路盤15cm以下、アスファルト舗装7cm以下とすること。
- 舗装本復旧は、現道と擦りつけ、平坦性を保ち車両などの通行の際、振動等が起きないようにすること。
- 本復旧の舗装の厚さは、現況復旧を原則とする。
- 復旧すべき部分の施工予定端から舗装絶縁線までの距離が1.2m未満の場合は、当該部分を含めて復旧すること。
- 工事完了後、速やかに工事完了届に施工前・中・後の写真を添付し、建設課へ提出すること。（特に、復旧時の転圧状況、掘削幅員、仮復旧、本復旧、舗装構成が確認できる写真を添付すること。）
- 工事完了後、2年以内に舗装の沈下、破損等が発生し、復旧工事を命じられた場合、これに応じること。（工事完了届の提出がない場合、完成後2年以上経過していても復旧工事を命じる場合があります。）
- 上水道、下水道等の引き込み工事は、近接させるなど復旧範囲の低減に努めること。

舗装復旧標準断面図

車道部



歩道部



※ 掘削影響部の路盤工（二重線部分）については、不陸整正を行う。

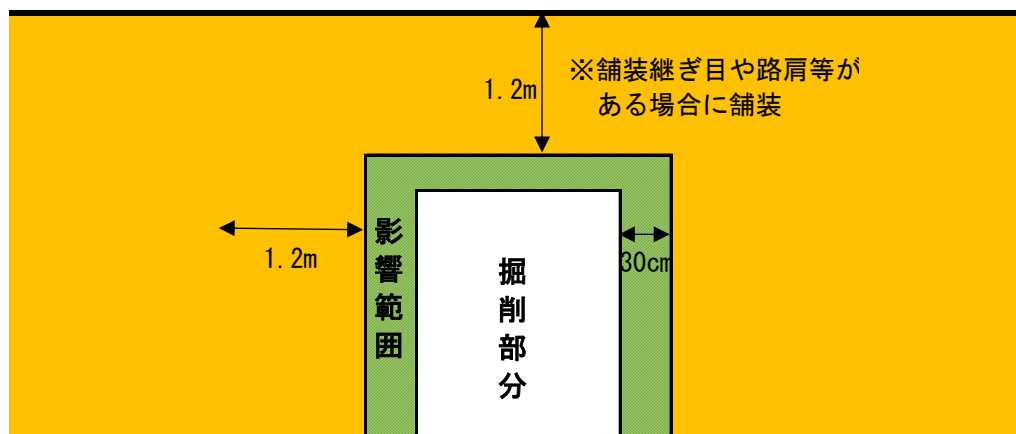
【注意事項】

- 1 現況舗装構成が申請時と異なった場合は、原形復旧すること。
この場合は、完了届にその旨を明記し、写真を添付すること。
- 2 土被り60cm未満（歩道部50cm未満）の場合は、別途協議すること。
- 3 2車線以上の道路では、センターラインまで舗装復旧すること。
- 4 道路に対し斜めに掘削する場合、原則正方形に復旧すること。

表層舗装復旧の考え方について

○ 舗装工事後3年以上経過している町道の場合

表層舗装は、掘削部分+影響幅（掘削箇所周囲30cm）を舗装する。
ただし、影響幅から1.2m以内に舗装絶縁線がある場合は、当該部分まで含めて復旧すること。



○ 舗装工事後3年経過していない町道の場合

舗装工事後3年間は掘削制限期間となり、原則掘削できないが、上水道工事等止むを得ない場合のみ、復旧方法に条件を付して特別に許可している。

表層舗装は、掘削の中心から両側に道路幅員（舗装部）の2分の1以上の幅で舗装復旧を行う。ただし、2車線以上でセンターラインのある町道については、センターラインまでの道路幅員（舗装部）の2分の1以上の幅とする。

影響範囲が、舗装幅員の2分の1を超える場合は全幅とし、2分の1を超えない場合は、舗装幅員の半分を本復旧とする。

また、復旧範囲から1.2m以内に舗装継ぎ目、路肩、構造物等がある場合は、当該部分まで舗装復旧する。

【舗装幅員4mの場合】

